

ふるさと定住支援住宅助成金について

～ 「陸前高田市定住支援住宅事業助成金」 ～

陸前高田市では市内への移住定住を促進し、地域経済の発展を図るため、**陸前高田市へ移住された方の住宅購入費、改修費を支援します。**

【対象者】

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得し、かつ当該期間中に転入した者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 市内に住所を有し、本市に定住する意思があること。
- ② 取得住宅うち、世帯員全員で2分の1以上を所有。
- ③ 住宅を購入した場合にあつては、世帯員の3親等以内の親族以外の者から購入していること。
- ④ 世帯員が過去にこの要綱による助成を受けていないこと。

申請者、同一世帯員、同居人が次に該当する場合は対象となりません。

- ・被災者生活再建支援金受給者
- ・被災関連定住支援事業費補助金受給者
- ・賃貸又は売却を目的として住宅を新築又は購入した者等

【対象経費】

- ① 建築費
- ② 購入費
- ③ 中古住宅購入に伴う改修費

【助成額】 経費の5分の1以内で、上限100万円

【交付方法】 商品券による

【この制度についての問合せ先】 陸前高田市企画政策課

電話：0192-54-2111（内線172）／ FAX：0192-54-3888

【ホームページ】 <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>

【税について】 確定申告において、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、住宅の取得価額から当商品券の価額を差し引くこととなります。

【確定申告についてのお問い合わせは大船渡税務署まで】

代表0192-26-3481 音声案内で2番を選択してください。